



園芸施設共済



制度が改正され平成31年1月以降の引受けから次の内容が適用されます！

1：未被覆期間も補償対象へ

未被覆期間については補償の対象外となっていたましたが、予期せぬ災害に備え補償の対象となりました（施設内農作物は除く）。未被覆期間は被覆期間に比べて被害に遭いにくいため、掛金率は被覆期間に対して約 1%～ 5%と非常に低くなっています。被覆期間・未被覆期間については加入申込時に申告していただきますが、変更となった場合には速やかに **NOSAI** へご連絡ください。その際には掛金の追加支払い、または返還が発生する場合があります。

ご注意

被覆期間の変更に伴い掛金の追加支払いが発生した場合の払込期限は、被覆期間の変更連絡をされた日の翌日から2週間以内となります。

上記期限内までに払込みがない場合には、共済金の全部が免責となります。

被覆期間の変更連絡が損害発生連絡よりも後になった場合、共済金の一部が免責となります。

2：小損害不填補の基準が選択可能に

損害額が 3 万円または共済価額の 10 分の 1 を超えた際に共済金の支払対象としてきましたが、その基準が改正され、下記より選択できるようになりました。

- ①損害額が3万円または共済価額の**20分の1**を超えた場合
- ②損害額が**10万円**を超えた場合
- ③損害額が**20万円**を超えた場合

ご注意

複数のハウスを所有または管理している場合、全て同じ小損害不填補でご契約いただきます。

②、③を選択された場合、共済価額が10万円または20万円以下のハウスは加入の対象外です。

3：増改築等に伴う引受変更が可能に

加入申込後、補償期間中の引受変更はできませんでしたが、増改築等（被覆材の材質変更、附帯施設や施設内農作物の変更含む）に伴い、増改築等後の価額に基づく補償を受けたい場合は、補償期間中であっても引受変更が可能となりました。加入内容が変更となった場合には速やかに **NOSAI** へご連絡ください。

ご注意

加入内容の変更連絡が損害発生連絡よりも後になった場合、共済金の一部が免責となります。

4：掛金の国庫負担限度額の増額

掛金は、補償額8千万円までを限度に国が半分を負担していましたが、この限度額が**1億6千万円**まで引上げられました。これにより、大規模に営農を行っている施設園芸農業者の方も加入しやすくなりました。

5：選択できる補償割合の拡大

補償割合は、50%から80%の範囲で選択でしたが、**40%**から80%に拡大しました。

6：自動継続特約の追加

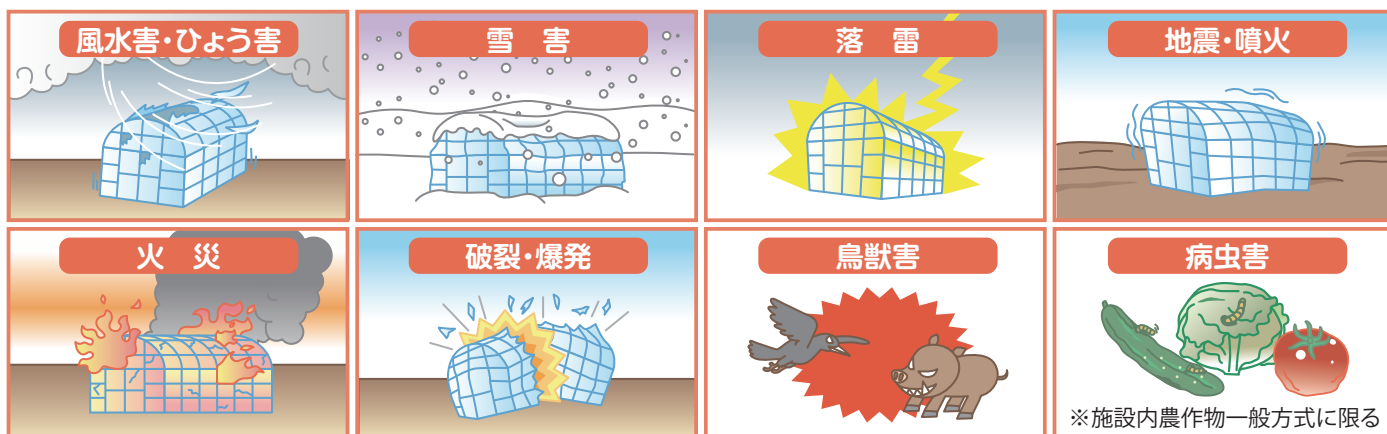
加入の意思確認が不要となる自動継続特約が新たに追加されました。

7：全区分・全方式に危険段階別掛金率の導入

掛金率は加入者一律でしたが、加入者ごとに過去の被害率に応じて掛金を設定します。

支払対象となる事故は様々あります！

風害、雪害、地震等の様々な自然災害に加え、火災や鳥獣害等も補償の対象となっています（航空機の墜落や車両の衝突等も含む）。なお、被害を受けた際には、職員が損害評価を行いますので遅滞なく**NOSAI**までご連絡ください。



ご注意

次の項目に該当する場合には、支払いの対象となりません。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 老朽化によって生じた損害 ② 通常すべき管理、損害防止を怠って発生した損害 ③ 損害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合 ④ 故意もしくは重大な過失による損害 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 盗難やいたずらによる損害 ⑥ 生理障害および薬害 ⑦ 損害額が1棟ごとに選択された小損害不填補の基準を超えない場合 ⑧ 未被覆期間における施設内農作物の損害 |
|---|---|

ご要望に合わせて補償の組み合わせができます！

特定園芸施設の補償に加え、ご希望のオプションを付けることができます。また、補償割合を40%から80%の範囲で選べますので、補償の充実した加入や掛金等を抑えた加入ができます。

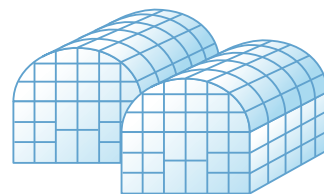
特定園芸施設 ● ガラス室 ● 鉄骨ハウス ● バイブハウス ● 雨よけハウス ● 多目的ネットハウス 必ず加入	付帯施設 ● 冷暖房施設 ● 換気施設 ● カーテン装置 ● かん水施設 ● 自動制御施設など	施設内農作物 ハウス内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）
撤去費用 倒壊した施設の撤去に要した費用		復旧費用 ハウス本体と付帯施設の再建築価額に近い金額までの補償
オプション加入		

※複数のハウスを所有または管理している場合には、全て同じ加入プランでご契約いただきます。

※台風や大雪の警報発令時は、加入できない場合があります。

特定園芸施設

本体と被覆材が補償の対象です。時価額の補償のため、古くなるにつれ補償が下がりますが、掛金等も下がります。時価額については本体は価額の50%、被覆材は価額の25%が下限です。



支払額の計算

●本体

$$\text{本体の時価額} \times \text{損害割合} \times \text{補償割合}$$

●被覆材

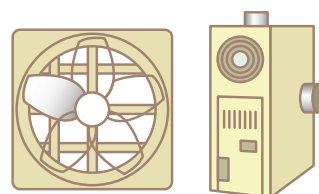
$$\text{被覆材の時価額} \times \text{損害割合} \times (100\% - \text{自然消耗割合}) \times \text{補償割合}$$

※価額は、国の基準を適用しますが、本体については建築時の見積書等があればその価額を基にご加入できます。

※自然消耗割合とは、契約開始から被害を受けた期間までに劣化した部分を考慮した割合となっています。

附帯施設

ハウスに設置され、加温・かん水等、栽培のために使用する設備が対象です。時価額での補償のため、古くなるにつれ補償が下がりますが掛金等も下がります。時価額については価格の50%が下限です。



支払額の計算

$$\text{① 修繕費} \times \text{時価現有率} \times \text{補償割合}$$

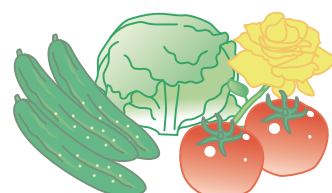
$$\text{② 附帯施設の時価額} \times \text{補償割合}$$

①②のうち低い方が適用されます。

※業者の見積書等を **NOSAI** に提出していただく必要があります。

施設内農作物

ハウス内で栽培する農作物の生産費が対象です。農作物の生産費は、葉菜類・果菜類・花き類ごとに国で定められた値を適用します。なお、育苗中の農作物は加入できません。



施設内農作物は、次の加入方式があります。

■一般方式

P2の対象となる事故が全て補償対象です。

■事故除外方式

P2の病虫害を除く事故が全て補償対象です。一般方式に比べて掛金下がりますが、次のいずれかの加入条件を満たしている必要があります。

- ・ハウスの設置面積の合計が5アール以上で、ハウスの営農経験が3年以上。
- ・損害の防止を行うために必要な施設が整備され、適正に行える（土壌消毒、薬剤散布等に係る防除施設）。

支払額の計算

農作物の生産費 × 損害割合 × 補償割合

※支払額は生育ステージによって異なります。収穫開始直前が最も高くなり、収穫終了に近づくにつれ低くなります。

ご注意

病虫害の場合には分割割合が適用されます。分割割合とは病虫害に応じて60%から100%の間で適用される割合で、その割合に応じて補償額が差し引かれます。

▶▶▶ さらなる補償の充実へ 園芸施設共済とあわせて収入保険の加入をおススメします！

収入保険は、農作物の販売収入の減少を補償できます。生産費補償の園芸施設共済に比べ、大幅な農作物の補償充実につながります。ハウス本体等の施設補償は園芸施設共済に、農作物は収入保険に加入することにより、いっそうの経営安定をはかることができます。青色申告を行っていない方については、従来どおり施設内農作物の加入をおススメします。

※収入保険に加入するには、青色申告を行っていることが条件となっています。

※園芸施設共済と収入保険に重複加入する場合、園芸施設共済に施設内農作物のオプションを付けることはできません。

※収入保険の詳細内容や資料の請求は、最寄りの **NOSAI** までご連絡ください。

撤去費用

被覆材を除く本体を解体、撤去する費用が対象です。撤去に要する㎡当りの価額はハウスの種類ごとに異なります。



ガラス室	エコノミーハウス 鉄骨ハウス	パイプハウス・雨よけハウス 木造ハウス・多目的ネットハウス
1,200 円	880 円	290 円

撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときに共済金が支払われます。

支払額の計算

① 領収書の金額 × 補償割合

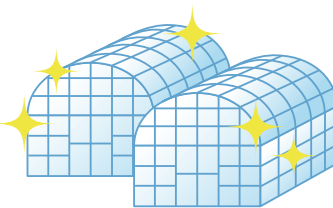
② 撤去費用の価額 × 損害割合 × 補償割合

①②のうち低い方が適用されます。

※業者の領収書等を **NOSAI** に提出していただく必要があります。

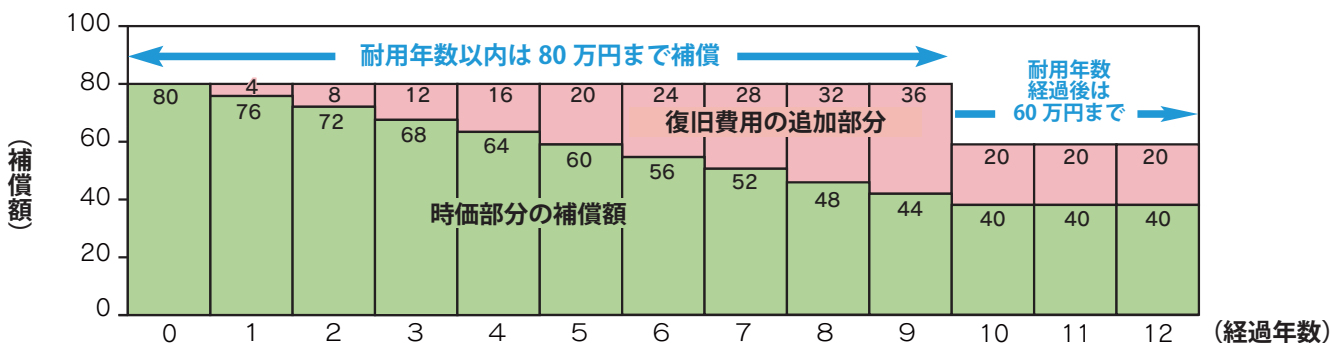
復旧費用

被覆材を除く本体および附帯施設（附帯施設加入時のみ）の減価償却部分の価額が対象です。例えば、耐用年数（パイプハウス 10 年・鉄骨ハウス 14 年・附帯施設 7 年）以内の場合、特定園芸施設（本体）や附帯施設の補償と合わせて再建築価額の最高 80%、耐用年数経過後は最高 60%まで補償します。



復旧費用に加入した時の補償額

例：パイプハウスの再建築価額が 100 万円で、補償割合 80%を選択した場合



修繕または再建したときに共済金が支払われます。

支払額の計算

- ① (領収書の金額 - 特定園芸施設の被害額 (本体)) × 補償割合
- ② 減価償却部分の価額 × 特定園芸施設の損害割合 (本体) × 補償割合

①②のうち低い方が適用されます。(附帯施設も同様)

※業者の領収書等を **NOSAI** に提出していただく必要があります。

1 年ごとに加入の見直しができます！

契約期間は 1 年間となっています。そのため、1 年ごとに加入内容の見直しや休業する際に一旦加入を取止める等柔軟に対応できます。

掛金の半分は国が負担します！

補償額の 1 億 6 千万円分まで、掛金の半分以上を国が負担します。
なお、復旧費用には国の負担がありません。



掛金等の計算

$$\text{補償額} \times \text{掛金率} \times \text{補償期間} \times 1/2 (\text{国の負担分}) + \text{事務費}$$

損害防止事業を実施しています！

被害の未然防止と発生した損害の拡大を防ぐために、ご加入者には損害防止用品を配布します。また、フィルム張替機「コロ助セット」を無料で貸し出しします。

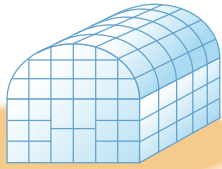


加入の目安（100㎡当りの補償額と掛金）

ガラス室		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		1,490,000	130,000	96,000	
掛金等(円)	被覆期間	3,353	801	56	
パイプハウス		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		180,000	95,000	23,000	
掛金等(円)	被覆期間	3,004	984	229	
	未被覆期間	623	—	77	
エコノミーハウス		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		508,000	125,000	70,000	
掛金等(円)	被覆期間	4,102	1,239	264	
	未被覆期間	1,158	—	156	
鉄骨ハウス（軟）		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		665,000	125,000	70,000	
掛金等(円)	被覆期間	3,913	1,191	131	
	未被覆期間	1,030	—	106	
鉄骨ハウス（硬）		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		813,000	124,000	70,000	
掛金等(円)	被覆期間	3,166	916	133	
	未被覆期間	1,264	—	107	
合成樹脂板ハウス		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		1,138,000	127,000	70,000	
掛金等(円)	被覆期間	5,576	825	121	
	未被覆期間	870	—	51	
雨よけパイプハウス		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		150,000	88,000	23,000	
掛金等(円)	被覆期間	3,657	1,906	146	
	未被覆期間	575	—	85	
多目的ネットハウス		ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)		62,000	—	23,000	
掛金等(円)	被覆期間	848	—	118	
	未被覆期間	230	—	82	

■試算条件

- ① ハウス本体および被覆材は新品で算出しています。
- ② 小損害不填補の基準は3万円または共済価額の20分の1を選択したもので算出しています。
- ③ 被覆材および押さえ材により補償額等は変わります。
- ④ 補償額は、補償割合80%で算出しています。
- ⑤ 施設内農作物の補償額等は、一般方式の果菜類（トマト・きゅうり等）で算出しています。
- ⑥ 被覆・未被覆期間ともに12ヶ月の補償期間で算出しています。
- ⑦ 掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
- ⑧ 標準的な掛金率を適用しています。



NOSAI は農家のために!!

園芸施設共済へのご加入にあたって

この説明書は、園芸施設共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAI で実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより２段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け支払共済金の額が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生を通知を怠ったときおよび故意もしくは重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- 園芸施設共済と他保険等に重複加入している場合、不当利得防止のため支払額が按分調整されることがあります。
- NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI が引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

< 金融商品販売法に係る重要事項説明書 >

お問い合わせ先

本所・支所名	住 所	TEL・FAX 番号	対象エリア
本 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館2階)	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前 橋 支 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あずま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高 崎 支 所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市（高崎市吉井町を除く）・安中市
藤 岡 支 所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富 岡 支 所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋 川 支 所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼 田 支 所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太 田 支 所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館 林 支 所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

(2019年)